委託番号	１２８
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　医療廃棄物収集、運搬業務委託（単価契約）

２　履行期間　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

３　履行場所

⑴　草加消防署管轄

ア　草加市神明二丁目２番２号　　草加消防署（草加八潮消防局含む）
イ　草加市西町１０８番地２　　草加消防署西分署
ウ　草加市青柳六丁目２３番６号　　草加消防署青柳分署
エ　草加市清門二丁目１番地４３　　草加消防署北分署
オ　草加市谷塚町５２５番地２　　草加消防署谷塚ステーション

⑵　八潮消防署管轄

八潮市大字鶴ケ曽根１１８５番地　八潮消防署（指令センター含む）

４　積算方法

感染性廃棄物の予定排出量を６，３１２ｋｇ程度／年とするが、毎月の排出量が不確定なため、感染性廃棄物１ｋｇ当たりの契約単価を見積もること。

また、電子マニフェストシステム利用料は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが公表しているＢ料金（年間１，９８０円、利用開始月は令和５年４月）とし、上記、草加消防署管轄及び八潮消防署管轄の計６施設を１つの加入単位として積算すること。

５　支払方法

感染性廃棄物は、契約単価に排出量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務完了確認後、月ごとに支払うものとする。

電子マニフェストシステム利用料は、当該システムの利用期限である令和６年３月末日以降に支払うものとする。

請求書については、３履行場所の草加消防署管轄分と八潮消防署管轄分に分けること。

また、電子マニフェストシステム利用料については、３履行場所の草加消防署管轄分の請求書に一括で請求すること。

６　委託内容

救急活動を含む災害活動等において排出された感染性廃棄物（一部、非感染性廃棄物を含む）について、排出事業者（以下、草加八潮消防組合）の指定する履行場所から適切に収集及び運搬業務を行うこと。

⑴　種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（以下、「法」という。）に基づく、感染性廃棄物処理マニュアル（令和４年６月）に沿った種類（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等）を対象とする。ただし、感染性・非感染性のいずれかであるかの判断ができないものについては、感染のおそれがあるものと判断して取り扱うこと。

⑵　引き渡し方法

草加八潮消防組合の指定した履行場所から、廃棄物の性状にあった適切な容器に保管された感染性廃棄物を、原則として草加八潮消防組合の職員立ち会いの下、排出量の確認後、引き渡すものとする。

⑶　回収方法

年間１２回の回収を予定とし、草加八潮消防組合の指定する履行場所で回収する。臨時に要請があった場合は、その都度、回収する。

⑷　容器の仕様及び配送

草加八潮消防組合で使用する容器については、バイオハザードマークを表示した耐貫通性のある堅牢で、密閉できるものとする。なお、容器の配送については、発注者から受注者に対し、回収前に個数を伝え、回収時ごとに受けとるものとする。

⑸　電子マニフェスト及び廃棄物管理票

ア　本委託業務は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用して実施するものとする。草加八潮消防組合及び受注者は、それぞれ電子マニフェストシステムに加入し、自らに係る費用の負担を行わなければならない。

イ　受注者は、廃棄物の収集を行うときは、草加八潮消防組合担当者立ち会いのもと廃棄物の種類及び量の確認を行うとともに、草加八潮消防組合の電子マニフェスト予定登録情報と照合する。

ウ　草加八潮消防組合は、廃棄物の引渡し後３日以内に、電子マニフェスト登録（法第１２条の５第１項の規定による。）を行い、電子マニフェスト番号を受注者に通知する。

エ　受注者は、廃棄物の運搬終了後３日以内に、電子マニフェストに運搬終了報告（法第１２条の５第２項の規定による。）を行う。

オ　草加八潮消防組合は、草加八潮消防組合又は受注者が正当な理由によって電子マニフェストシステムを利用できない場合には、廃棄物の搬出の際に、受注者に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付する。この場合、草加八潮消防組合及び受注者は、法第１２条の３の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

⑹　委託料の請求と支払方法

受注者は、当月分の感染性廃棄物の一連の業務が完了したことを確認した後、草加八潮消防組合に遅滞なく請求書の送付を行うものとする。

なお、排出数量が不確定であることから、契約単価の１ｋｇ当たりに排出量を乗じた額を支払うものとする。

また、草加八潮消防組合が利用する電子マニフェストシステム利用料はＢ料金とし、当該システムの利用期限である令和６年３月末日以降に支払うものとする。

⑺　電子マニフェストシステム利用料金支払代行者利用申込書

草加八潮消防組合は、受注者を代行者として、料金支払代行者利用申込書を財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに提出する。

⑻　その他の事項

ア　法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、収集・運搬・各事業所に係る許可証の写しを提出するとともに、法に基づき、特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物に準じて処分するものとする。

イ　収集・運搬

受注者は、感染性廃棄物の収集・運搬に当たっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。

また、受注者は、積替えの場合を除き、感染性廃棄物の保管を行わないこと

とする。

ウ　感染性廃棄物及び容器を完全に処分し、周辺の清掃保持に努めるものとする。

エ　感染性廃棄物の運搬用車両の運行に当たっては、他の車両の通行を妨害することのないような場所に駐車することとし、また運搬中においては、収集した廃棄物の飛散を防止するよう努めるものとする。

オ　受注者は、自己の作業員に対し、服装、言動及び態度等に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導するものとする。

カ　受注者は、自己の作業員について自らおこなったと同一の責任を負うこととし、その責任を免れることはできないものとする。

7　事故等の報告

受注者は、業務中に生じた事故等については、適切な措置を講じるとともに、速やかに関係機関に連絡及び報告を行うこととする。

8　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当係と協議して指示を受けるものとする。

⑶　不当請求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、草加八潮消防組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、草加八潮消防組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

9　問合せ先

草加八潮消防組合　草加消防署　救急係

電話　０４８－９２４－２１１４